

令和2年度第2回企画部会(令和2年9月11日)における 主な御意見の概要

【総論について】

- コロナが都市にもたらす影響として、テレワークが都市構造を変えていく。フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションを行う本社機能およびそれをサポートする専門的サービス機能の都心部と、職住近接した郊外部で構成されるが、郊外部は、住宅に純化した土地利用から、サテライトオフィスを含む、より多様なものになることが予想される。
- 住宅政策の歴史を見れば、住宅供給に合わせて生活に必要な配慮を行ってきた、居住政策に取り組むことが必要。引っ越し先「ハコ」の確保だけでなく、引っ越し先の生活の質の確保や環境移行に伴う激変を緩和する居住支援が必要。
- 例えば、コロナの問題を契機に、国交省のセーフティネット住宅の家賃低廉化や厚労省の住居確保給付金などそれぞれの政策が講じられたが、これらには隙間がある。そこをきめ細かく補う取組みが求められている。
- コロナにより、国は、都心の一極集中是正や働き方改革を進めるいい機会で、これを契機に都市構造まで変えるのではないかとの捉え方をしている。今後、都の住宅の議論に当たり、コロナの取扱いをどのようにしていくか企画部会でも真面目に考えておいた方がいい。一回だけで総論を終えるのではなく、折に触れ皆さんで考えるような機会をぜひお願いしたい。

【子育て世帯支援について】

- 「理想の子ども数を持たない理由」に「家が狭いから」とあるが、「自分の仕事に差し支えるから」と「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由の方が回答した割合が高い。これら3つは密接にリンクしている。育児と仕事の両立が難しいから子供を産めない、育てられない人が少なからずいる。働きながら子供を産み育てやすくできるような住環境という視点も重要。

【高齢者支援について】

- 支援団体のプラットフォームの中で、拒否感など様々な課題があるが、ビジネスとして賃貸住宅の提供を成立させるためには事業主に何らかのメリットを与えることが必要ではないか。少額短期保険の補助云々の話もあったが、もっと踏み込んで、税制上など、総合的なビジネスとしてのメリットをもう少し加える必要がある。事業主の善意に大きく期待する中では、なかなか戸数が増えないのではないか。

【住宅確保要配慮者・住宅セーフティネットについて】

- 自治体によっては住宅相談だけをやっていて、実際には福祉とどのように結びつけていくか。福祉というと、福祉政策とか福祉サービスと狭く捉えがちだが、福祉というのはもっと広くて、生活の部分をどう支えていくか。住民の互助まで含めた支援体制を地域の中でつくりないと、サポートできないのではないかと。各自治体の居住支援協議会がそこまで考えているか少し疑問で、単に窓口を設けて庁内の住宅部署と関わるだけではうまくいかない。基礎自治体の中でどういうサポート体制をつくっていくか、住まいの問題だけにとどまらない。
- 都道府県と、それぞれの市区町村の居住支援協議会がやることは内容が違うので、そういう意味でも市区町村の居住支援協議会がいかに福祉側の視点を持ちながらやっていくかが重要。住宅部局に置くことも多いが、社会福祉協議会や福祉部局に置くことも多いので、市区町村レベルであればそこが大事。
- 皆さん住宅に困ったらどこかに相談に行く。高齢者であれば地域包括からなど、それぞれ入ってくるルートが違う。どの対象者がどのルートで居住支援の窓口にとどり着くかを整理して、それに対応してそれぞれの市区町村がどのツールを持っているか、持っていないときどこが抜けているかとの整理が、利用者側の視点に立つと大事。
- 居住支援協議会がうまくいくには、庁内での住宅部門と福祉部門の連携・協働体制、地域の福祉・医療等の支援体制、地元不動産業者の協力体制を整えるとともに、協議会を周知していくことが重要。
- 居住支援協議会を窓口として、相談の入口から出口まで支援する体制を整えることにより、自治体で地域包括ケアシステムを構築することができる。